

パトロール鵜沼

各務原警察署
鵜沼交番
TEL 384－0110

「女性に対する暴力対策の推進」
内閣府や男女共同参画推進本部等は、毎年１１月１２日から２５日までの２週間を「女性に対する暴力をなくす運動期間」と定め、関係団体と連携・協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしています。
岐阜県警察では、女性に対する暴力の根絶に向け、取締りを強化しています。
ＤＶやストーカーの被害については、「身内だから」とか「恥ずかしい」とか「警察に言ったらもっと酷い目に遭う」などといった思いから警察への相談や通報をためらい、結果として被害が拡大することが少なくありません。
岐阜県警察では、相談者のプライバシーの保護はもちろんのこと、相談者の意向に沿った対応を分かりやすく説明しますので、最寄りの警察署にご相談ください。

狩猟期間の事故防止

期間：令和８年11月１日から
(県内) 令和９年３月15日まで

下記の期間はイノシシ、ニホンジカのみ狩猟可能
【11月１日～11月14日】
わな猟のみ（とめさしのみ猟銃等使用可）
【２月16日～３月15日】
わな猟及び銃猟が可能

狩猟事故防止のために

山林等では目立つ服装を！
わなには近づかない！



狩猟者の方は、登山客等への配意を！

11月１日から12月１日は「犯罪被害者月間」です

犯罪の被害にあった人が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、周囲の人たちが、犯罪被害者等の置かれた状況を理解することが大切です。詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト

チャンネル ギュっとCH



犯罪被害者支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

性犯罪被害相談電話＃8103（ハートさん）

性犯罪被害…　どうしたらいいだろう…
ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

岐阜県警察公式SNS

YouTube　X　Instagram